

(案)

令和3年度 防府市参画及び 協働の推進に関する意見書

令和4年 月

防府市参画及び協働の推進に関する協議会

はじめに

防府市では、まちづくりの担い手である市民等と行政それぞれの役割、参画の対象、手法及び運用、協働の仕組み等を定めることにより、豊かで活力あるまちづくりを目指し「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が平成24年9月に制定されました。

防府市参画及び協働の推進に関する協議会は、この条例第20条に基づき、防府市における参画と協働の進捗状況の検証、新たな手法やしくみの協議を目的に設置されたものです。

参画については、パブリックコメントへ参画しやすくするための取組みや審議会等に関する市からの情報提供について意見が出されました。また、令和3年度には、コロナ禍をきっかけに浸透したオンライン会議システムを活用し、オンライン参加と会場参加が選択できるハイブリッド方式の会議を開催しました。実際に利用することで利便性を実感すると同時に、会議運営上の配慮や技術、環境整備やアクセシビリティの重要性に関する意見も出され、防府市の参画に関する協議を行う本協議会においてオンライン会議に取り組んだことは非常に意味のあることであつたと考えます。

協働については、市民等に対する「協働」の理解を深めることに合わせて、協働推進員をはじめとする市職員の協働及び協働事業提案制度に対する知識習得が必要であるとの意見が出されました。また、協働の推進には息の長い取組が必要であり、状況の変化に応じて柔軟な対応が求められることから、検証の際には既存の協働事業について改めて見直すことも重要であると考えます。

令和2年度及び3年度に実施した、これらの検証作業及び協議の結果をとりまとめ、意見書として提出いたします。

防府市長におかれましては、この「意見書」の趣旨を十分にご理解いただき、「市民」と「行政」が一体となった参画と協働のまちづくりを、さらに積極的に推進されるよう要請します。

防府市参画及び協働の推進に関する協議会

委員長	坂本 俊彦	
副委員長	速水 聖子	
委員	土井 章	山本 憲司
	山本 亨	京井 和子
	清永 正之	井原 一恵
	西田 涼香	古河 和子

目 次

1	参画に関する意見	1
2	協働に関する意見	3
3	協議会の概要	4

1 参画に関する意見

参画については、防府市参画及び協働の推進に関する条例（以下「条例」という。）に規定された参画の手法に関する実施状況調査を基に、市の参画への取組状況の検証を行い、学識経験者、市内関係団体の代表や市民の立場から、参画の推進に関する協議を行いました。

（１） 参画の実施状況全般について

令和元年度及び２年度の参画の実施状況（下表１及び２のとおり）を見ると、条例第９条で参画の対象としているものは条例に従い実施されており、市民参画の件数と手法の内訳に大きな変化はありませんでした。

コロナ禍における参画の手法として、審議会等にオンラインで参加できる仕組みを防府市参画及び協働の推進に関する協議会（以下、「協議会」という。）において実施しました。このような新しい技術による取組が一過性のものとならず、市民ニーズに合わせて推進されることを期待します。

また、パブリックコメントや審議会等の公募委員の募集に当たっては、提出する意見や小論文の例を示すなど、市民等が参画しやすくなるような取組が必要であると考えます。

〔表１〕 令和元年度 参画の対象区分別件数内訳

手法 対象区分	パブリック コメント	審議会等	意識調査	公聴会等	ワークショップ	対象外	合計
計画等	４件	９件	５件				１８件
条例等	１件	１件				１件	３件
施設の計画等	１件				１件		２件
その他		６６件	１件	２件			６９件
合計	６件	７６件	６件	２件	１件	１件	９２件

〔表２〕 令和２年度 参画の対象区分別件数内訳

手法 対象区分	パブリック コメント	審議会等	意識調査	公聴会等	ワークショップ	対象外	合計
計画等	１４件	１２件	４件	１件			３１件
条例等	１件	３件					４件
施設の計画等							
その他		６５件		２件			６７件
合計	１５件	８０件	４件	３件			１０２件

(2) パブリックコメント

パブリックコメントに対する意見の提出数は増加したものの、事案によっては意見が無いものもありました（下表3のとおり）。

パブリックコメントという名称を親しみやすいものにすることや、提出できる意見の例や提出方法を具体的に示すことで敷居が低くなり、意見を提出しやすくなると考えます。併せて、パブリックコメントを実施する事案については、審議の前段において市民アンケートを実施するなど、適切な時期に市民等からの意見聴取が実施されることを期待します。

〔表3〕

	平成30年度(参考)	令和元年度	令和2年度
実施件数	3件	6件	15件
提出者数	4人	35人	22人
意見数	5件	108件	79件
意見の出なかった事案件数	1件	5件	7件

(3) 審議会等

審議会等の開催に当たっては、オンライン会議システム等の新たな技術を活用することで、移動時間や開催時間帯によって参加できなかった人も参加しやすくなり、多くの市民が参画する機会の確保に繋がると考えます。オンライン会議は新型コロナウイルス感染症の感染対策の一つとして導入が進みましたが、感染症収束後も、審議会等の性質や参加者のニーズに応じてオンラインによる参加を選択することができるよう、機器や技術の活用に努めてください。今後は、オンライン会議に参加するための機器を持たない人への対応や、発言のしづらさといったオンライン会議を運営する上での課題に対応していく必要があると考えます。

また、書面開催された会議や非公開で開催された会議については、事前に委員の承諾を得た上で、個人情報等の非公開情報を省略したり、個人が特定されないようアルファベット表記とするなどの工夫により会議録を公開するなど、審議会等に関する情報公開の推進に期待します。

2 協働に関する意見

協働については、条例の制定以降の協働の推進に関する取組について確認し、学識経験者、市内関係団体の代表や市民の立場から、協働の推進に関する協議を行いました。

(1) 協働の推進に関する取組状況全般について

協働の推進を図るためには、市民が情報に接しやすい場所や媒体を活用して協働に関する情報提供を行ったり、市民活動支援センターと協力して情報発信を行っていくなど、協働の意義や具体的な取組について市民の理解が深まるよう、周知活動が必要であると考えます。

また、協働により実施している事業の実態調査においては、協働で実施しているにも関わらず、調査結果に反映されていない事業等が潜在的に存在していると思われます。事業を行う各部署において、協働事業が適切に認識されることで協働の実績が蓄積され、協働の推進に繋がると考えます。

(2) 協働事業提案制度について

防府市協働事業提案制度は、地域課題を解決し、市民と行政の協働を円滑に進めるための新たな仕組みであり、制度創設時には協議会から制度の骨子について提言したものです。

制度の更なる活用には、「協働」に対する理解を深め、粘り強く広報を続けていくとともに、予算の確保やインセンティブを与えるなどの制度を推進する取組が必要であると考えます。

さらに、各課に配置されている協働推進員が市民等の困りごとや相談を適切に協働事業提案制度へ繋げることができるよう、研修等の充実や知識の習得に努められることを期待します。

(3) 協働推進員について

協働推進員の配置は、市が協働を推進する上で重要な取組の一つと考えます。

協働推進員同士の情報交換や、関係機関等も交えた意見交換などを行うことにより、協働推進員の意識啓発や関係機関等との協働による事業検討に繋がると考えます。協働推進員が、自らの業務の中で市民等との協働事業を発掘し、協働相手を探すなど、協働推進員の設置目的を達成するための積極的な取組に期待します。

3 協議会の概要

(1) 開催状況

		開催日	内容
令和2年度	第1回	令和2年 9月17日	・防府市における参画と協働について ・本協議会について（今後の進め方） ・防府市の参画の取組について
	第2回	令和2年12月11日	・防府市の協働の取組についての検証
令和3年度	第1回	令和3年 9月30日	・防府市の参画の取組についての検証
	第2回	令和3年11月 5日	・防府市の協働の取組についての検証
	第3回	令和4年 1月21日	・防府市参画及び協働の推進に関する意見書（案）について

(2) 委員名簿

（敬称略）

No.	区分	氏名	所属団体名等
1	学識経験者	坂本 俊彦（委員長）	山口県立大学社会福祉学部
2	学識経験者	速水 聖子（副委員長）	山口大学人文学部
3	団体等から推薦された者	土井 章	防府市自治会連合会
4	団体等から推薦された者	山本 憲司	防府商工会議所
5	団体等から推薦された者	京井 和子	防府市市民活動支援センター
6	団体等から推薦された者	山本 亨	防府市社会福祉協議会
7	公募による者	清永 正之	
8	公募による者	井原 一恵	
9	公募による者	西田 涼香	
10	公募による者	古河 和子	

○任期：令和2年6月1日から令和4年5月31日まで